

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 2

時局宣傳資料

資料番號  
乙四二

昭和十二年七月十五日  
情報委員會

國際軍備縮少問題

部外祕

## ◎注 意

- 一、本書は時局宣傳の参考資料として主管廳に於て起草し、情報委員會に於て調整の上編纂したものなり
- 二、本書の目的は關係廳に於て講演、座談會、新聞、雑誌、映畫等の指導及連絡上の参考たらしむるに在るを以て、之を死滅することなく十分に活用し、汎ゆる機會に於て本内容の普及を圖るべきものとす、但本書の内容は此の儘新聞雑誌等に掲載するが如きことなき様注意を要す
- 三、本書の利用に方りては、普及の対象に應じ適宜内容を取捨選擇するものとす
- 四、本書は情勢の變化に伴ひ、時々改訂せらることあるを以て、改訂版を受領せば速に新資料と差換へ、舊資料は焼却するものとす
- 五、本書は職務上利用すべきものなるを以て、異動等の場合には後任者に引継ぐべきものとす

## 目 次

一 總 說	一
(イ) 國際軍備縮少問題の歴史的觀察	一
(ロ) 國際軍備縮少の意義	七
二 陸軍軍備及軍用航空の制限縮少	一一
(イ) 陸軍軍備制限縮少問題	一一
(ロ) 軍用航空制限縮少問題	一四
三 海軍軍備制限縮少問題	一六
(イ) 海軍軍備制限の専門的検討	一六
(ロ) 最近に於ける海軍軍備制限縮少問題	一八
(ハ) 主要國現在の建艦に對する検討	二二
(ニ) 海軍軍備制限縮少問題解決の鍵	二六

一頁

## 國際軍備縮少問題

海軍省

### 一 總 説

#### (イ) 國際軍備縮少問題の歴史的觀察

軍備を制限縮少するといふことは餘程古くから考へられたことであつて、西暦紀元前四〇四年ペロポネソス戦役の講和條件としてスバルタはアテネをしてピレウスの城壁及アテネ、ピレウス間の長城を破却せしめ、又アテネの軍艦を十二隻に制限したといふことが歴史に表はれて居る。右の制限縮少は戰勝者が戰敗者に課したものであるが、此の種のものは最近の世界大戦後の平和條約に至る迄多くの更實がある。

國際軍備縮少問題

十八世紀の頃から互に軍備縮少を國際的に協定しようといふ企が現はれて來て居り、一八三一年には巴里に英、佛、奥、普、露等の諸國が集つて軍備制限縮少問題を議したといふこともある。然し之等の交渉は一二小規模のものは協定の成立したものもあるが大部分は失敗に終つて居る。

近代に於て大規模に軍備制限縮少問題が議せられた最初のものは一八九九年（明治三十二年）和蘭國海牙に於て開かれた第一回萬國平和會議であるが、當時は尙軍備制限縮少を國際的に協定することは陸海軍共不可能であるといふ思想が大勢を制して居り、眞向から之に反対する國も渺くないといふ様な情勢であつたので、軍備制限縮少に関する限り何等の實質的協定は成立しなかつた。然し國際紛争平和的處理條約及多數の戦争に關する國際條約等が成立したのは、同會議の大きな收穫であつた。

次で一九〇七年（明治四十年）第二回萬國平和會議が開かれたが、同會議に於

ては、軍備制限縮少問題は議題にすることさへ反対があつて、何等實質的の討議は行はれなかつた。當時は各國共軍備擴張に努め、特に英獨兩國間に建艦競争が將に酣ならんとして居た時代であつた。其の後英獨兩國間に於て建艦競争休止に付種々交渉が行はれたが、遂に妥協成らず世界大戦に迄進展するに至つた。世界大戦後、各國に於ける軍費節減の緊迫せる要求は、主として大戦の悲惨なる戰禍に由來する反戦思想、或は國際協調の世界的氣運と相俟つて、一九二三年（大正十二年）華府條約を成立せしめた（華府會議に於ては陸軍の軍備制限縮少も議せられたが何等協定は成立するに至らなかつた）。本條約は蓋し有史以來最初の大規模の國際軍備制限縮少條約である。其の後華府條約は壽府三國海軍會議を経て、一九三〇年（昭和五年）倫敦條約に依つて補足せられたことは周知の通である。華府條約は兵力量協定の基礎を現有勢力に置いて居るものであるが、現有勢力は平常の情態に於ては、大體一國の國防上の要求を具現して居るものと認め得る。

もので、兵力量協定の基礎としての意義を有するものであるが、華府會議當時の各國の現有勢力は、世界大戦後の特殊の情況に於けるものであるから、前述の理論を適用し得ない。従つて國家安全といふことが本質的に考慮せられて居ないものである。倫敦條約は現有勢力を基礎として協定したものではなく、華府條約比率延長の英米の主張と、國家安全に基く帝國の主張との間に妥協を成立せしめたものである。

然し華府倫敦兩條約は、當時各國が最も必要とした建艦競争の休止、軍費の節減等の要求を一部充足せしむることを得たもので、帝國としては兩條約の兵力量は必ずしも満足なものではなかつたが、條約期間中は適當なる對策を講ずることに依り國防の安固を期し得る方途があつたので、前述の意義にも鑑み、國際協調の平和的精神に基き協定に參加したものである。

けれども華府倫敦兩條約共、國家安全を第一義的に考慮したものではなく、實質に於ては當面の必要に對する效果を主としたものであるから、協定は一時的、對

症的の性質を多分に有し恒久性に乏しい。帝國としては、其の後艦船兵器及技術の進歩、國際情勢の變化等に依り、兩條約を其の儘將來に持續するときは、国防上の要求を充足し得ない様になつたので、遂に兩條約の期限満了を待つて之を解消するの止むなきに至つたものである。

次に國際聯盟に於ては、聯盟規約に基き一九二〇年(大正九年)より軍備制限縮少問題に關し協議せられ、種々の經緯を経て一九二五年(大正十四年)軍縮會議準備委員會が設置せられて本格的に其の準備に著手し、一九三二年(昭和七年)二月二日より壽府に於て一般軍縮會議を開催、陸、海、空三軍に亘り制限縮少問題を討議した。同會議に於ては獨佛兩國を中心として權利の平等問題を繞つて大波瀾を生じたる外、現在の機微複雜にして且混沌不安なる情勢に於て、大小六十餘の參加國が各、一票を以て其の利益に立脚して主張論議するのであるから、協定が纏らぬのは當然であつて、昭和十年以來立消の有様となつて居る。

又昭和十年倫敦海軍會議は、帝國が公正妥當なりと信ずる主張が各國の容認するところと爲らず、遂に量的制限の協定が成立しなかつたことは尙吾人の記憶に新なるところである。

以上述べたところを通覽するに、世界は國際紛争を萬事武力で解決した過去の時代より、之を平和的に解決せんとする新時代へ進まんとする傾向あるかに見える。事實此の武力解決より平和的解決への趨勢は、世界大戰後急速に進展したのであつたが、併て實際にやつて見ると國際聯盟も不戰條約も却々理論通に進ばず、今日に於ては右の趨勢は又逆戻りして居る。要するに現代は武力解決と平和的解決の混淆時代とも稱すべきであるが、今日迄の事實は現代に於ては尙武力が物を言ふ傾向が遙に強く、種々の平和的機構が眞に有效に働くことは前途遼遠なりと言ふべく或は永久にないかも知れぬ。國際軍備縮少問題も此の時流を反映して、大戰後華府倫敦兩條約は一應成立したが、軍備制限に依り眞に國際平和に貢獻せ

んとする精神よりも、自國の優勢を獲得せんとする鬭爭的神の方が遙かに強い様看取せられ、其の後の壽府一般軍縮會議、昭和十年倫敦海軍會議に於ては何等實質的協定成立せず、今日再び無條約狀態に還元して居る。

今後の軍備縮少問題は、陸軍空軍に關しては其の本質上近き將來に協定成立の可能性は甚だ渺いと考へる。海軍に關しては公正妥當なる協定の成立することは、帝國として大に希望するところであるが、現代の世相に鑑み眞に相互信賴、國際協調に立脚し、世界平和に貢獻する恆久性ある協定の成立は却々容易でないと思ふ。然し今後各國の軍備制限縮少に對する要望緊切を加へ、協定の恆久性は乏しいにしても、兎も角も之に依り各國が互に何等かの利益を期待し得る情勢が到来すれば、海軍軍備縮少問題は再び具體化することもあるであらう。

#### (ロ) 國際軍備縮少の意義

適者生存、優勝劣敗、弱肉強食は生物界を支配する法則であつて、人類も亦此の法則の支配より脱却し得ないものであることは、過去の歴史に徴し争はれない事實である。

泰西史家の研究に依れば、西暦紀元前一四九四年から西暦一八六一年に至る三千三百五十五年間に、三千百三十年は何處かで戦争が行はれ、全世界が平和状態に在つたのは、僅に二百二十五年に過ぎず、其の比例は十三對一であるといふことである。

他方、戦争を事とすることは必ずしも人類の福祉を増進し、生存を確保する所以でないことは明らかであつて、戦争を回避し互に相倚り相扶けて人類の生存を完からしめよう考へる様になることは蓋し當然と言はねばならぬ。此の考は近世に至り急速に發展して、先づ兵器使用制限、戦争行為制限等の國際的諸法規、萬國赤十字條約等戦争行為を成るべく人道的にしようとする努力と爲つて表はれ、之に次いで戦争を成るべく回避せんとする國際紛争平和的處理條約(一般に萬國平

和條約と稱す)が成立し、更に世界大戦を契機として此の種平和的機構は格段の進歩發展を爲して、國際聯盟、戦争拠棄に關する條約(一般に不戦條約と稱す)が出来た。軍備制限縮少條約は以前小規模のものはあつたが、大規模のものは前述の大戦後の平和的の波に乗つて始めて華府條約として出現を見るに至つたものである。軍備制限縮少條約は華府倫敦兩條約共、建艦競争を防止し戦争の危険を除き且國民負擔を輕減し、以て世界平和に貢獻することを目的として居る。然し戦争は軍備があるから起る譯でなく、政治的經濟的其の他の原因があつて起るものであるから、軍備を制限縮少したからといって戦争を絶滅し得るものでない。寧ろ政治的經濟的等の戦争の原因を除去すれば、軍備は期せずして縮少せらるるに至るであらう。然し戦争の原因を除去するといふことは、現在の世界に於ては言ふべくして行はれるべきことではない。そこで戦争の直接的機關である軍備を公正安當なる基礎に於て制限縮少して、出来る丈け戦争の脅威を少くしようといふとこ

一〇

ろに、國際軍備制限縮少の平和的意義があるので、各國が其の軍備を不脅威不侵略を原則として、攻むるに難く守るに不安なき底のものと爲さば、互に戦争を仕掛けることが困難となり、國際紛争が生じても自然平和的に解決する機會を増進し、戦争生起の危険を減少して、以て世界平和に貢献し得ることとなるものである。

乍併、戦争を絶滅し得ざる現代に於て、國家生存の直接的保障機關である軍備を制限縮少することは、其の方途を一步誤らば直に一國の存亡に關するから、之を協定することは本質的に困難を有する問題である。特に今日の如く世界各國の對立抗争激化し、其の歸趣を知らざるが如き不安混沌たる情勢に於ては、尙更のことであつて、壽府一般軍縮會議に於ては、「軍縮」とは「不可能」の代名詞であるとさへ言はれた。蓋し軍備制限縮少條約は、開戦時に於ける一國の兵力量を決定し、特に戦時急造困難なる海軍軍備に於ては、殆ど戦争に於ける兵力量を決定する。従つて軍備制限縮少條約の協定内容如何に依つては、戦争に於て勝つこと

を期待し得ないのみならず、場合に依つては戦はずして敵に屈するの已むなきに至ることさへ有り得る譯で、斯くの如き場合には國際平和に貢獻すると反対の結果を招徠する。

一八七〇年佛國のナポレオン三世は、自ら其の軍隊を縮少して普國に軍縮の誠意を示すところがあつたが、同年普佛戦争が起つてナポレオン三世は遂にセダンに包囲せられ、普軍に降服するに至つた。

慶長十九年大阪冬の陣の講和條件として、大阪方は大阪城の二の丸、三の丸の總構及總壕を破壊したが、其の翌年の元和元年夏の陣に於て大阪城は難なく陥落した。

軍備制限縮少會議は、表面は國際平和に貢獻することを目的として居るが、内

實は各國が如何にして自國の優勢を獲得せんかとの火の出る様な闘争であつたこ

とは、過去の事實が明に之を示して居るところである。

佛國は華府會議に於て一・七五の劣勢比率を押付けられたのであるが、同國現代の海軍兵術家の第一人者たるカステックス提督は「各人は軍備制限縮少會議其の他が、自國の競争者若は

敵國にとり有事の際には其の戦略の一部たり得べきことを知るべく又之を忘るべからず」と言ひ、更に「壽府に於ける幾多の折衝は佛國にとり大なる危険を包藏す。之に對しては深甚の注意を拂ひ断乎として願はざるべからず」と述べて居る。

故に軍備制限縮少會議は、各國が誠意を以て公正妥當なる基礎に於て協定を遂ぐるならば、以て世界平和に貢獻し得るが、然らざる場合に於ては平時に於ける平和の假面を被れる、一種の變態的戰争であると考へ得るものである。

米國海軍の近世兵術の始祖マハン提督は「海軍戰略は平時戰時を問はず一國の海軍を創設し助長し増大するを目的とす」と言つて居るが、此の思想に從へば各國の兵力の相對關係を協定せんとする軍備制限縮少會議は明に戰略の重要な一部である。尚、マハン提督の兵術思想は、即ち米國海軍の兵術思想であると言ひ得るものであるから、此の點留意を要する。

## 二 陸軍軍備及軍用航空の制限縮少

### (イ) 陸軍軍備制限縮少問題

陸軍の軍備は人員と小銃、機關銃、火砲、戰車等の器材とを骨幹とするもので、陸軍軍備の制限縮少は此の兩者に付て爲されねばならぬ。

ところで陸軍の人員に付ては、募兵の方法、在營期間、豫後備役、軍事豫備教育、軍隊類似團體等の制度が各國異なると共に、其の各々の間に複雜なる關係があつて、各國の人員數を同一の基礎に於て計算比較することが困難であるのみならず、陸軍の人員は戰時比較的短期間に教育訓練し得るし、又前述の如き各種方法で之を補充増加し得るものであるから、之を國際的協定に依つて制限縮少することは殆ど實現の可能性がない。

又器材に付て考ふるに、一般に陸軍の兵器は各國の豫想する作戰地の情況に應じ種類性能を異にし、又工業力大なる國は軍艦等に比し比較的戰時の急造が可能であるのみならず、他國から購入することも出来る。故に兵器の質及量の比較が困難であるのみならず、之を制限縮少するも其の實效は期し得ない。假に之を制

限するとすれば、資源、工業力の大きい國程有利であるといふ不公正なる状態を招徴する。故に器材の制限縮少の協定も亦其の實現性が無い。

又軍事豫算による制限法も考へられたのであるが、これは各國の豫算編成法が異つてゐるのであるが、これは各國の豫算編成法が異なるのと、何を軍事費中に包含せしむべきやの問題（純軍事費のみを計上するや、更に之を培養維持する諸要素を加味するや等）の決定が困難である。現に壽府一般軍縮會議に於ても一年餘を費し軍事費とは何ぞやの一問題に就ても結論を見るに至つてゐない。従つて豫算による各國軍備の比較は不可能といふことになつてゐる。即ち陸軍軍備は其の制限縮少の協定は本質的に殆ど其の實現性無く、華府會議、壽府一般軍縮會議等の事實は之を如實に證明して居る。

#### (ロ) 軍用航空制限縮少問題

海軍の艦船、陸軍の火砲戦車等の器材と異り、飛行機は其の壽命が短く、短期

間に消耗更新せらるるを建前とするもので、戰時には大量を急造して之を更新補充且増加せらるべきものである。故に軍用飛行機の勢力は現實の量を考ふることは勿論必要ではあるが、同時に航空工業能力並に之に必要な資源に依存することと頗る大なるものがある。苟、民間飛行機は之を簡単に軍用に轉換し得るし又民間航空は全体として軍事航空の第二線とも見らるべきものであるから、軍用飛行機の勢力を考へる場合民間航空を切離す譯に行かない。

飛行船は飛行機の如く急造することは困難であるが、民間のものを容易に軍用に轉換し得ることは飛行機と同斷である。故に軍用航空は之のみ制限縮少するも何等の意義を有しない。實效を期し得る制限縮少を爲さんとすれば民間航空、航空工業をも同時に制限縮少せねばならぬことと爲るが、斯くての如く民間航空を制限縮少することは行ふべきことではない。即ち軍用航空の制限縮少の協定は今日に於ては先づ其の實現性はない。

# ପ୍ରକାଶିତ ମହାକାଵ୍ୟାଳୁକ ପଦାର୍ଥକାଣ୍ଡଲେ

海軍軍備制限を専門的見地に於て分類し、簡単なる検討を加ふれば左の通りである。  
(見方勢力は既に國方上の要求を充足せるもの)

限量的制		基礎に依る分類	方式に依る分類	共通最大限主義
比率	主義	国家安全主義 （國防上の要求に従ひ制限すべしと爲すものなり）	一、保有海軍兵力を總括して噸數を以て制限するも のにして概ね次の如き特長を有す 一、自主的軍備整備に便なるも軍備の相對關係 二、を不安定ならしむ	二、概ね劣勢海軍國に有利なり
總噸數主義				

軍備制限	軍備制限	軍備制限	軍備制限	軍備制限	軍備制限	軍備制限
量質兩者を制限するもの	其の他の兵裝(飛行機、魚雷、機雷等)	量質兩者を制限するもの	艦種別融通主義	艦種別融通主義	艦種別總噸數主義	形式に依る分類に依る
量のみ制限	(一)、自主的要件に従ひ艦型選擇の自由を有するもの	量質兩者を制限するもの	總噸數併用主義	總噸數主義と艦種別主義との融通に當り規尺(ヤード・ステイック)を用ふるものと然らざるものとを考慮し得るもの	各種艦種毎に噸數と共に隻數をも制限するものにして、艦種別總噸數主義は總噸數主義と對應的關係に在り	各種艦種毎に噸數と共に隻數をも制限するものにして、艦種別總噸數主義の特長を各々一層確然たらしむ
海軍軍備制限	軍艦 砲口徑及數 軍艦 螺旋槳及數	質的制限	軍艦 螺旋槳及數	艦種別融通主義	艦種別制限に於て、艦種の一部分を限り他艦種に融通することを許すものにして、總噸數主義と艦種別主義との對應的利害を調和するものと然らざるものとを考慮し得るもの	艦種別制限に於て、艦種の一部分を限り他艦種に融通することを許すものにして、總噸數主義と艦種別主義との對應的利害を調和するものと然らざるものとを考慮し得るもの

制限の態様の質のみ制限 一、量的自由なるを以て金力、資源、工業力大なる國に有利なり。二、海軍力の相對關係は概ね量にのみ依存することと爲る。三、建艦競争を防止するを得ず。前二者を混用し又は一部を無制限とするもの。

人員制限 處理の複雜なる問題を包含し實現困難なると共に艦船と人員とを分離して考

豫算制限 各國の豫算制度軍事關係制度異り問題複雜にして實際に適用し難し。

(註) 艦規尺(ヤードステイック) 一艦種の噸數を他艦種の噸數に融通するに當り用ふる換算比率を謂ふ例へば甲級巡洋艦一萬噸を乙級巡洋艦二萬五千噸として換算するが如し。

(口) 最近に於ける海軍軍備制限縮少問題  
昭和十年倫敦海軍會議に於て帝國は海軍軍備制限の根本方針として、國家安全の爲必要とする軍備を整備するの権利は、各國の齊しく享有するところなりとの

義に立脚し、海軍軍備制限縮少の實際の方針と見て其れは實に本筋の問題であつて、各國保有兵力の超ゆべからざる共通最大限を設定することと、各國で二、軍備縮減の實を擧げる爲、共通最大限は之を成るべく低く定むること、三、攻撃的兵力を全廢若は縮減し、防禦的兵力は各國の必要に應じて整備するの方式に則り、兵力の内容を改むるに難く守るに不安ながらしむる底のものとすること、右の主張を主張した。

右の主張は専門的には、海軍兵力は普遍性、移動性のもので水のある所は何所にでも行ける、而して集中分散は容易に行はれるものであるといふこと、海上の戦争は全兵力を集中して行はれる概ね一回の決戦に依つて勝敗が定まることが、海上戦争の根本的目標は制海權の獲得にあつて、之は海上全兵力の優劣に依存すること等の理由に依り、海上兵力は全部總括せし相對的考慮を以て律すべきであ

るといふのである。故に各國の保有兵力は原則として均等でなければならぬもので、特に内容が攻撃的である場合には絶対に均等なるを要する。

然し帝國が主張した如く兵力の内容が不脅威不侵略の義に順るものとなるならば、各國の兵力は其の特殊の事情に應じ防禦上の必要な最少限度に止ることとなるから、出來上つた形には當然比率が生じて來ることはあり得る。

帝國の右の主張に對しては、英米は現在の兵力で日本は安全である、日本は西太平洋では實際的には均等勢力を保有して居る、日本が均等兵力を要求するのは東亞から英米等を追ひ出して勝手な振舞をしようとするものであると一般には考へられて居る、といふ様な理由で反対したのは周知の通である。然し英米の反対は遺憾乍ら之を詳細に發表し得ないが、之を仔細に検討して見ると要するに英米は東亞に何時でも日本海軍と對抗し得る兵力を送り得る丈けの優勢兵力を要求するといふのである。然し比率主義に依る海軍軍備制限は前にも述べた如く合理的

でなく、且又華府倫敦兩條約比率を將來に持續することは我國防上容認し難く、帝國將來の生存發展に支障を生ずることを豫期せねばならぬもので、帝國の會議脱退はいろいろの見方があらうが、右が其の根本的の理由である。

帝國の會議脱退後、英米佛伊四國は質的制限、建艦計畫其の他の相互通報に關し協議し、伊國を除く三國間に一の條約が出來た。而して英米は日本が右條約に加入すること、加入せざる迄も右條約に規定する質的制限に従はんことを希望して居る。量を制限することなく質のみ制限するときは、兵力の優劣は量のみに依存することとなり、英米の如き資源、金力、工業力の大なる國は優勢を保持するに有利となる。佛國は歐洲の情勢並に其の地位其の他特殊の事情に依り質的制限を有利とする理由がある。然し帝國としては質のみ制限を受けると他國の建艦に對應して國防の安固を期する爲には量的に争はねばならぬこととなり、我國情に鑑み大に不利とするところである許りでなく、建艦競争を誘發する危険も多分に

ある。従つて量は勿論必要であるが、質的に自由を保有して我が國情に適應した内容の艦船を建造して、最も效果的な軍備を整備することに依り、敢て他國と量的に争ふなどなく國防の安固を期することが賢明なる策であり、之が所謂無條約時代に處する海軍政策の根本である。故に英米の前述の希望は帝國としては之に従ふことは出來ぬものである。

尙倫敦條約第四編の潜水艦使用制限に關する規定は、國際法の確立せる規則として受諾せられたもので、此の部分だけは今日でも效力を有して居る。且昭和十年倫敦海軍會議後、倫敦條約の規定に従ひ主として英國政府の斡旋に依り各國に右規定に加入方勧請した結果、今日（昭和十二年六月）に於ては參加國合計約二十九箇國に達して居る。

(主要國現在の艦隊に對する檢討)  
（昭和十二年六月）  
甲、乙、丙、B、列強軍備充實の現狀（海軍の部）（參照）

英國は十五億磅の豫算を以て軍備整備に乗り出し、多數の艦船を建造せんとして居るが、之を簡単に検討すれば次の様である。英國の現有主力艦十五隻中、一九四一年に三隻、四二年に八隻、四三年に一隻、合計十二隻は艦齡二十六年に達する。艦齡二十六年に達したからとてすぐ使用不可能となると言ふ譯ではないが、或る時期に達すれば急速に其の勢力は低下して来る。之が英國海軍の第一の惱であつて、現在五隻の主力艦建造を計畫して居るのは之に應ずる對策と認められる。次に巡洋艦は七十隻（内十隻は艦齡超過艦）整備を目標として居るが、現有甲級巡洋艦十五隻乙級巡洋艦三十九隻合計五十四隻中二十八隻は大戰當時の急造艦であつて、今日之が代換の必要に迫られて居る。又戰時急造の驅逐艦百十五隻、潛水艦二十一隻も今日代換の必要に迫られて居ることは巡洋艦同様である。之が英國海軍第二の惱であつて、現在の多數の補助艦建造は一部は勢力擴大を目的として居るが大部分は代換である。尙又現有既成航空母艦六隻は概ね大戰當時他の艦

種のものを航空母艦に改造したものである。斯様に考へて見ると英國の現在の建艦は巡洋艦等一部勢力の増加を含むが大部分は代換である。

米國は數年前より産業復興費に依る計畫及ヴィンソン案に依り補助艦の大量建艦を始めて居る。之は元來は米國海軍兵力は華府倫敦兩條約量に達して居なかつたので、之を條約量迄引上げようといふのであるが、現有驅逐艦中には約百七十隻の大戰當時の急造艦があり、潛水艦も六十一隻の艦齡超過艦があるので、之等の代換も含まれて居るものである。又主力艦の建造計畫も傳へられて居るが是は當然爲さねばならぬ舊艦の代換である。

獨國は英獨海軍協定に基き對英三五%を目標として海軍再建を爲しつつあるものでは明に海軍勢力擴張である。佛伊兩國の建艦は現在のところ、其の勢力擴張と言ふよりも舊艦の代換に屬するものと見るべきである。然し將來獨逸の海軍擴張に伴ひ、佛伊兩國の海軍擴張となり、之が英米延いては帝國の建艦に影響し

て來ることが絶無とは言へない。

帝國は曩に第一次、第二次補充計畫を以て華府倫敦兩條約量海軍を整備した。而して本年度よりは更に新なる補充計畫に着手したが、是は舊艦の代換其の他今日の情勢に於て國防の安固を期し得るに必要な海軍軍備を自主的に充實せんとするものである。

近來各國の海軍軍費は急速に遞増しつつあることは事實であるが、是は前述の如く大部分當然爲さねばならぬ舊艦の代換に基くものである。新艦建造後舊艦を廢棄しなければ保有噸數は増加するが、艦船建造に付ては華府倫敦兩條約が其の儘存續した場合にも今日の情況に近い情況と爲るべきもので、従つて今日の情況を以て建艦競争なりとは即断し難い。只昭和十年倫敦海軍會議に於て帝國が主張したるが如き低き量に於て兵力に關する協定が成立して居たならば、代換すべき量を減じ、之に伴つて海軍軍費は節減せらるると共に、各國海軍兵力の相對關係

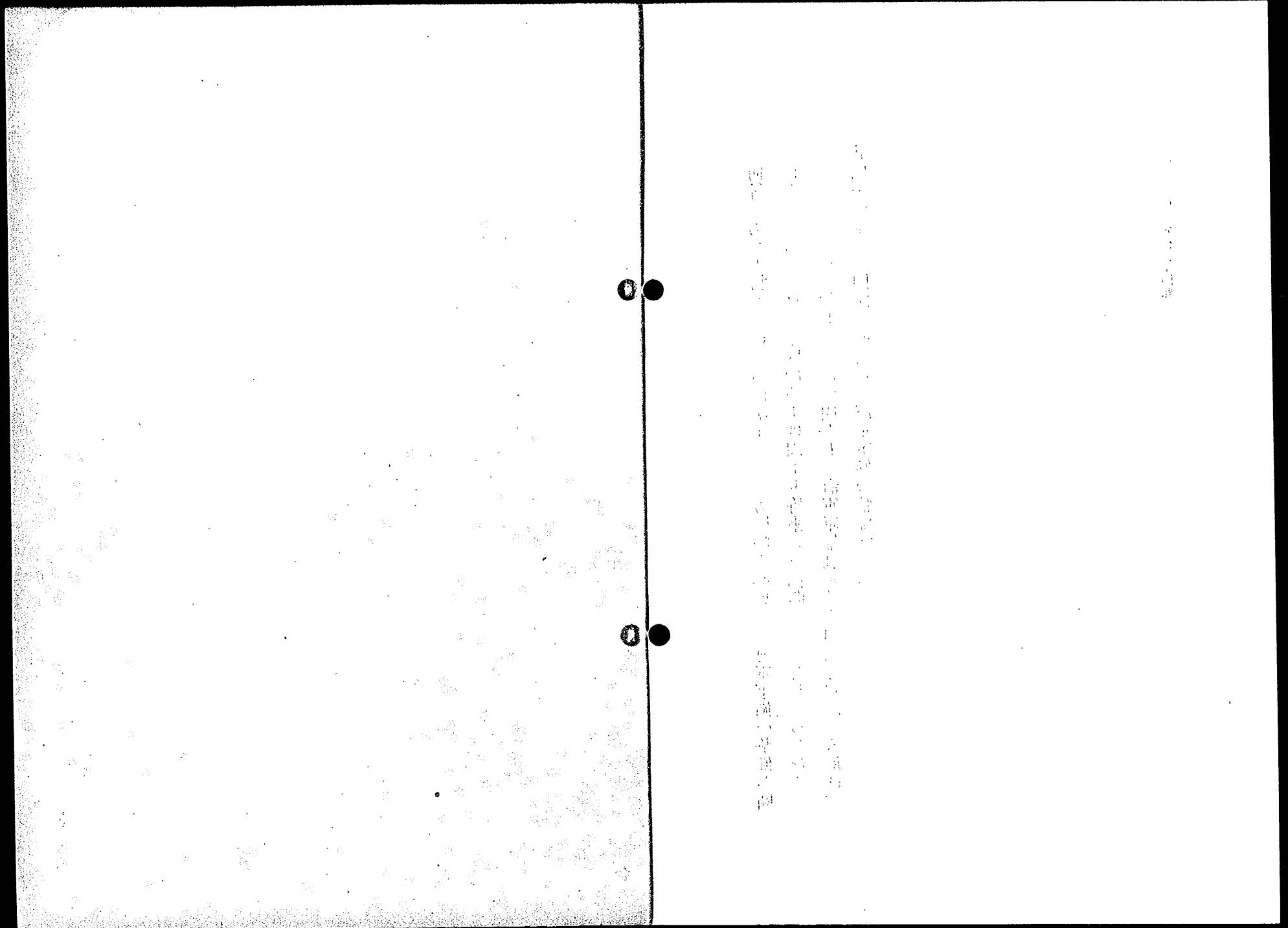
は今日よりも安定したであらうといふことは言ひ得る。

二六

(二) 海軍軍備制限縮少問題解決の鍵

共通最大限設定の思想は今日に始つたものでなく、既に華府會議當時からあつたもので、同會議の専門委員會に於ける帝國委員の主張にも之が表はれて居る。昭和十年倫敦海軍會議に於ては帝國は之を終始一貫して主張したのであつたが、之を主張し得たのは國力が大いに充實躍進したことと、國民一致の輿論の支持があつたことが根本理由である。而して現代の國際間に於ては正義の主張も實力の背景なくしては貫徹し得ざるものであることに鑑みると、將來海軍會議が開かれたとしても、今日以上に國力が躍進増大して居なければ帝國の主張の貫徹は期し難い。又海上國防上必要な最少限度である前節記述の新しい補充計畫が萬一實現出來ず、海軍勢力が現在以下に低下する様なことがあつたならば、帝國の主張

は何等の力をも持たないものに墮する。一方國防上必要な海軍軍備の整備が圓滑に進行することは、帝國國防上は固より將來の軍縮問題をも有利ならしむることとなる。斯く觀じ來れば帝國として海軍軍備制限縮少問題を解決する鍵は、我國力の躍進と國防上必要な海軍軍備の整備とである。



印刷番號  
第六號